

## 東京都市計画生産緑地地区の変更について（中野区決定）

### 1. 変更概要

東京都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第14条の規定により、既に「行為の制限の解除」が行われた生産緑地地区（地区番号2）の一部を削除する。

### 2. 理由

当該生産緑地は、平成4年（1992年）11月5日に都市計画決定したものである。

平成19年（2007年）4月4日、主たる従事者の死亡による、生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出が出され、中野区及び関係地方公共団体等へ買取りの可否・希望について照会したところ、いずれも買い取らない旨の回答があった。また農業従事者への斡旋も行ったが、取得希望者がなかったため、法による行為の制限の解除が行われ現在に至っている。

生産緑地の買取り申出は、主たる従事者が死亡または故障により当該生産緑地での営農行為が客観的に不可能となる場合に、主として権利救済（私権との調整）を図るために、土地の所有者が区市町村長に対して行うことができるとされているものである。

都市計画変更（削除）は、行為の制限が解除され、法による権利制限がなくなった農地が長期間存することは、税制（生産緑地としての優遇措置）との関係からも望ましくないことから行うものである。

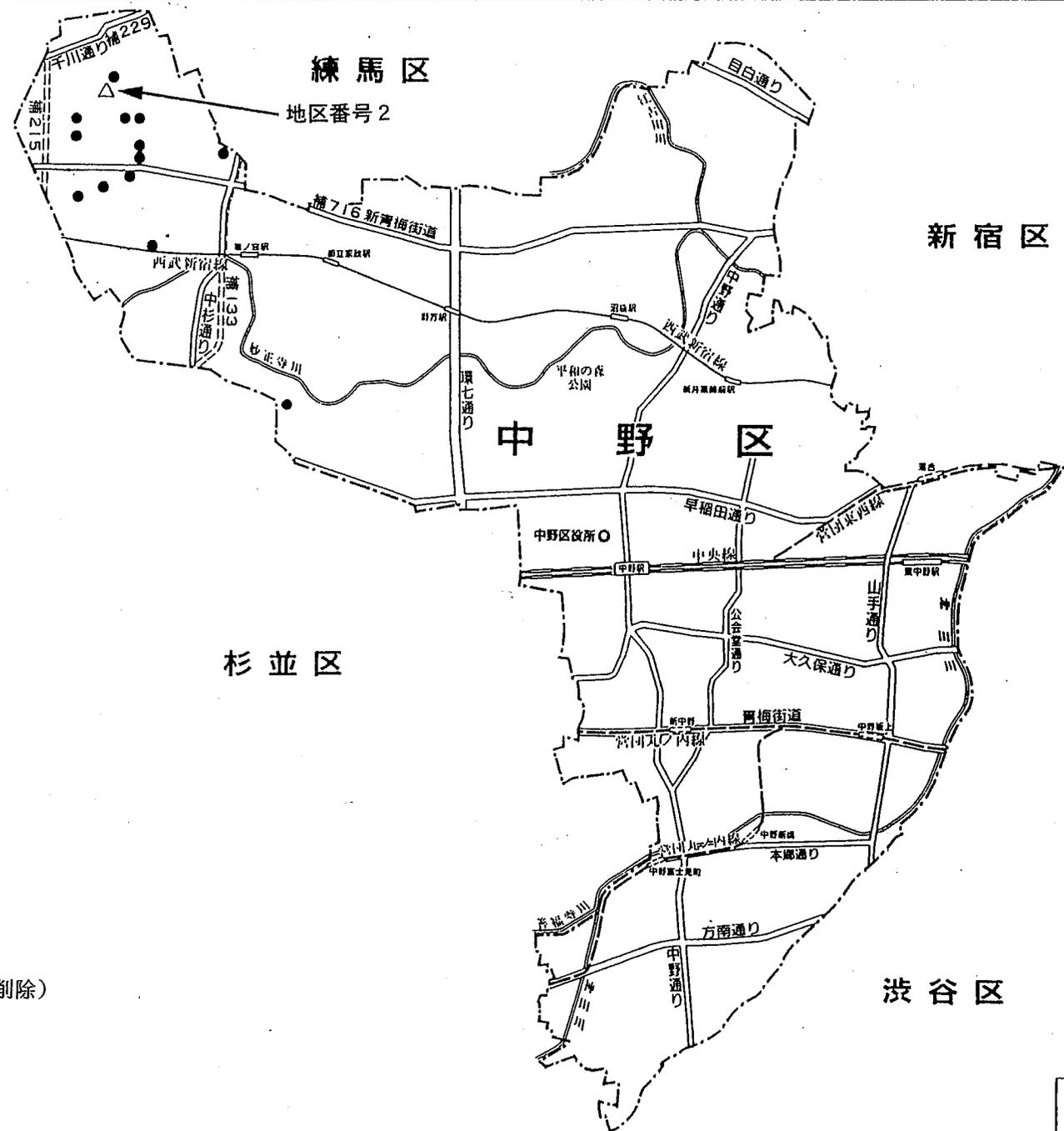
### 3. 当該生産緑地の経緯及び今後のスケジュール

1992年	11月	5日	生産緑地地区決定
2006年	3月	21日	生産緑地に係る主たる従事者の死亡
2007年	4月	4日	生産緑地買取り申出 関係地方公共団体等に照会 → 買取り希望なし
2007年	5月	1日	買い取らない旨を通知 農業従事者への斡旋 → 取得希望者なし
2007年	7月	9日	東京都に都市計画変更に関する同意案件の協議書を提出
2007年	7月	20日	東京都より同意回答
2007年	7月	30日	都市計画案の公告・縦覧（2週間）
		～8月13日	公告・縦覧期間意見書の提出あり。（1通1名）
2007年	9月	5日	中野区都市計画審議会諮問
2007年	9月	中旬	都市計画決定（変更） → 告示・公衆に縦覧（予定） 東京都等に関係図書を送付（予定）

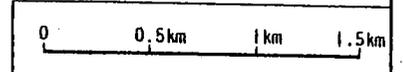
### 4. 変更案

別添のとおり

# 東京都市計画生産緑地地区変更箇所位置図 (中野区決定)



- 凡 例
- 既指定地区
  - △ 今回変更地区 (削除)



## 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

### 第1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 2.71 ha

### 第2 削除のみを行う位置および区域

名 称		位 置	削 除 面 積	備 考
番号	地区名			
2	上鷺宮	中野区上鷺宮四丁目地内	約 350 m <sup>2</sup>	地区の一部
計	1 件		約 350 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

生産緑地法第14条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止する。

## 新 旧 対 照 表

番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面 積		削 除	追 加	面 積	
2	約 4,220 m <sup>2</sup>	中野区上鷺宮四丁目地内	約 350 m <sup>2</sup>		約 3,870 m <sup>2</sup>	一部削除
変 更 の な い 地 区	計 13 件 計 23,250 m <sup>2</sup>				計 13 件 計 23,250 m <sup>2</sup>	
計	14 件 27,470 m <sup>2</sup>				14 件 27,120 m <sup>2</sup>	→2.71 ha

### 変更概要

名 称	変 更 事 項
生産緑地地区	1 区域の変更 (新旧対照表及び計画図のとおり)
	2 面積の変更 14 件 → 14 件 約 2.74 ha 約 2.71 ha

中野区生産緑地地区リスト 変更後

通し 番号	名称		面積 (㎡)	計画施設との重複			指定種別			現況			接道	摘要 (今年度失効) (5年以降指定)
	番号	地区名		街 路	公 園	その他 施設名	新 法	旧 1 種	旧 2 種	田	畑	そ の 他		
1	2	上鷺宮	約3,870㎡			※区画整理	○				○		○	
2	3	〃	1,020			〃	○				○		○	
3	4	〃	1,210			〃	○				○		○	
4	5	〃	3,640			〃	○				○		○	
5	6	〃	1,700			〃	○				○		○	
6	7	〃	1,360			〃	○				○		○	
7	8	〃	880			〃	○				○		○	
8	11	〃	3,220				○				○		○	(内 ⑧ 1,420㎡)
9	13	鷺宮	2,410				○				○		○	
10	14	〃	530				○				○		○	
11	15	〃	550				○				○		○	
12	19	〃	1,840				○				○		○	
13	21	大和町	3,700				○				○		○	
14	24	上鷺宮	1,190			※区画整理	○				○		○	⑤
計	14件		27,120㎡ = 2.712ha											今年度失効面積 計 0㎡

※土地区画整理事業を施行すべき区域



東京都市計画生産緑地地区計画図（中野区決定）

図面番号 地形図番号

中野区 1 / 4 28 - 1



縮尺 1:2,500



# 意見書の要旨及び区の見解

《 東京都市計画 生産緑地地区の変更 》

意見書の要旨 《東京都市計画 生産緑地地区の変更》

東京都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を平成19年7月30日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により1通（1名個人）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	中 野 区 の 見 解
東京都市計画 生産緑地地区	<p>I 賛成意見に関するもの なし</p> <p>II 反対意見に関するもの なし</p> <p>III その他の意見に関するもの 1通（1名個人）</p> <p>1 生産緑地に関する意見</p> <p>(1) 中野区は生産緑地の減少を防ぐ努力をしてください。</p> <p>(2) 中野区は生産緑地所有者の方が農地（緑地）として維持できるよう最大限の協力をしてください。</p> <p>2 その他に関する意見</p> <p>(1) 中野区は生産緑地の維持のため、生産緑地所有者に対して農地（緑地）として残す方法を示してください。その方法の一つとして「市民農園整備促進法」の活用を検討してください。</p> <p>(2) 中野区は区民農園の用地が不足しているので、生産緑地を市民農園として利用できるように検討をしてください。</p>	<p>I</p> <p>II</p> <p>III</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地は、良好な都市環境の形成と農林漁業との調和を図ることを目的に設けられた制度であり、区としてもその主旨に基づき生産緑地の維持に努めていきたい。</li> <li>・生産緑地地区の指定・解除にあたっては、所有者の意向を尊重することとなっているが、後継者の確保ができないなど、継続的営農が難しい状況にある。このため、JA東京中央を通じ、生産緑地取得の斡旋も行っている。また、生産緑地所有者の求めに対しては、管理上の助言や情報の提供等、援助を行っていきたい。</li> </ul> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の都市計画変更は、主たる従事者の減員により生産緑地の一部について営農ができなくなったため、その一部を削除するものであり、市民農園等への活用についても困難である。</li> </ul>